

# 平成30年度 行動援護従業者養成研修 研修日程表

カリキュラム				第1日目	第2日目	第3日目
				9:00~18:10	9:00~18:10	9:00~18:10
会場 / 開催回 / コース / 開講年				<ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障害がある者の基本的理解</li> <li>強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識</li> <li>強度行動障害のある者へのチーム支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障害者と生活の組み立て</li> <li>基本的な情報収集と記録等の共有</li> <li>行動障害がある者の固有のコミュニケーション</li> <li>行動障害の背景にある特性の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害特性の理解とアセスメント</li> <li>環境調整による強度行動障害の支援</li> <li>記録に基づく支援の評価</li> <li>危機対応と虐待防止</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障害がある者の基本的理解</li> <li>強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識</li> <li>強度行動障害のある者へのチーム支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障害者と生活の組み立て</li> <li>基本的な情報収集と記録等の共有</li> <li>行動障害がある者の固有のコミュニケーション</li> <li>行動障害の背景にある特性の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害特性の理解とアセスメント</li> <li>環境調整による強度行動障害の支援</li> <li>記録に基づく支援の評価</li> <li>危機対応と虐待防止</li> </ul>
横浜校	第1回	4月コース	平成30年	4月8日(日)	4月13日(金)	4月20日(金)
	第2回	5月コース	平成30年	5月20日(日)	6月2日(土)	6月16日(土)
	第3回	6月コース	平成30年	6月24日(日)	7月12日(木)	7月19日(木)
	第4回	9月コース	平成30年	9月17日(月)	9月24日(月)	10月8日(月)
	第5回	11月コース	平成30年	11月3日(土)	11月22日(木)	11月30日(金)
	第6回	2月コース	平成31年	2月10日(日)	2月17日(日)	2月24日(日)
池袋校	第1回	土曜コース	平成30年	4月14日	4月21日	4月28日
	第2回	日曜コース	平成30年	5月13日	5月20日	5月27日
	第3回	日曜コース	平成30年	6月10日	6月17日	6月24日
	第4回	土曜コース	平成30年	7月14日	7月21日	7月28日
	第5回	月曜コース	平成30年	8月6日	8月20日	8月27日
	第6回	金曜コース	平成30年	9月7日	9月14日	9月21日
	第7回	土曜コース	平成30年	10月6日	10月13日	10月20日
	第8回	月曜コース	平成30年	11月5日	11月12日	11月19日
	第9回	土曜コース	平成30年	12月8日	12月15日	12月22日
	第10回	土曜コース	平成31年	1月7日	1月14日	1月21日
	第11回	土曜コース	平成31年	2月2日	2月9日	2月16日
大宮校	第1回	土曜コース	平成30年	5月12日	5月19日	5月26日
	第2回	日曜コース	平成30年	8月5日	8月12日	8月19日
	第3回	水曜コース	平成30年	10月3日	10月10日	10月17日
	第4回	金曜コース	平成30年	12月7日	12月14日	12月21日
	第5回	水曜コース	平成31年	3月13日	3月20日	3月27日
南浦和校	第1回	日曜コース	平成30年	8月26日	9月2日	9月9日
	第2回	火曜コース	平成30年	10月23日	10月30日	11月6日
	第3回	日曜コース	平成31年	3月17日	3月24日	3月31日

## ◆行動援護とは、

「知的障害」や「精神障害」により行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な、「排泄及び食事等の介護」や「外出時における移動中の介護」などの援護です。

※サービスを提供するにあたって、行動援護従業者養成研修課程等の資格を有し、知的障害者・児や精神障害者等に対する直接支援業務に通算2年以上就労かつ360日以上、介護等の業務に従事した経験を有することが必要となっていきます。

まだ資格をお持ちでない方は、お早めにかつ余裕をもった資格取得をおすすめいたします！